

「北区立中学校部活動地域展開等推進計画」の計画（案）に関するパブリックコメント実施結果

1. パブリックコメントの概要

- (1) 意見募集期間：令和6年12月10日（火）～令和7年1月15日（水）
- (2) 意見提出者数：44名（内訳：北区公式ホームページ43名、窓口1名）
- (3) 意見総数：123件 ※類似意見はまとめています。
- (4) 周知方法：北区ニュース（12月10日号）、北区ホームページ、北区SNS
- (5) 閲覧場所：教育政策課、区政資料室、地域振興室、図書館、北区ホームページ

2. 提出された意見の要旨及びそれに対する区の考え方

(1) 計画全体について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	この計画が一言でいうと何なのかについて、冒頭部分で説明したほうがよいと思う。	1	ご意見を踏まえて、追記します。
2	「地域連携」と「地域移行」とを区別しないことに反対します。 部活動が、生徒の学習意欲、責任感、連帯感等の向上に資するものだという点は、たしかに地域連携（学校主体）であっても地域移行（地域主体）であっても変わるところはない。しかし、学校・教員の関与の度合という点では両者は大きく異なる。この計画は、部活動を行う中学生の成長のみを目的としたものではなく、教員の負担軽減も主要な目的の一つであるはず。 しかし、地域連携（学校主体）と地域移行（地域主体）との区別を曖昧にしておくと、地域移行（地域主体）における教員らの関与や責任の度合いも曖昧になってしまう恐れがある。 なお、「地域連携」「地域移行」という用語はわかりづらいので、「学校主体の部活動」と「地域主体の部活動」という用語を使って区分したほうがよいと思う。	7	令和6年12月10日のスポーツ庁と文化庁の有識者会議で示された方針に従い、「地域移行」に該当する部分については「地域展開」と変更し、「地域連携」と「地域展開」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」と修正します。

3	表紙の裏。地域連携（学校主体）と地域移行（地域主体）と区別しないというのであっても記載の修正が必要と思う。 「部活動は、教育課程外の課外活動であるものの、」との部分。この記載自体が正しいことは承知しているが、それに続く「区や学校と連携しながら進めていくことが大切である」という記載とは整合的ではない。というのも、「教育課程外であればそもそも学校は関係ないはず」とも解釈できてしまう。 そこで、「部活動は区や学校とが連携しながら進めていくことが大切であり、学校が主体化か地域が主体かをあえて区別する必要はないことから、北区では、いずれも「地域連携」と呼ぶこととします。」としてはどうか。	1	No.2 記載のとおり修正します。
4	「地域連携」を北区の定義にそって解釈すると、「北区立中学校部活動地域連携推進計画」というタイトルが不適切である。というのも、北区の定義では「地域連携」は学校主体の部活動も含む概念であるはずだが、活動時間や運営経費などの項目に関し、地域主体の部活についてしか記載していない。 「地域連携」が学校部活動も含む概念であり、この計画のタイトルも「北区立中学校部活動地域連携推進計画」であるのだから、活動時間や運営経費などの項目に関し、地域主体の部活動のみならず学校主体の部活動についても記載がなければならないはず。	1	No.2 記載のとおり修正します。
5	「部活動とはそもそも何なのか」という点や、法令や教育指導要領上の部活動の位置付けについての記載が曖昧である。 そこで、「学習指導要領では、部活動を学校教育の一環であるとしつつ、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものとしています。つまり、すべての生徒に参加が義務付けられているわけではありませんが、学校が行う教育活動の一環です。北区では、この計画で示すように、部活動を学校主体のものと地域主体のものとに分けていく予定です。学校主体の部活動については今後も学校が行う教育活動の一環です。」といった記載をしてほしい。	1	本計画では、「第2章 北区の現状と課題 3.学校の部活動を取り巻く現況」において部活動の位置づけを記載しており、「第4章 事業展開」の冒頭にて学校主体と地域主体の部活動を実施する旨記載しており、ご意見の視点は包含されているものと考えています。 また、現在、学習指導要領の位置付けについては、スポーツ庁と文化庁の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（12月10日）第二回」において、議論が開始され、これから議論を深めていくと認識しています。この議論の結果は本計画に反映はできませんが、今後も国の動静を注視し、国や東京都の方針を踏まえて、北区の計画を進める必要があると考えています。
6	小学校、中学校には「義務教育学校」を含むことを注釈などで記した方が良い。	1	ご意見を踏まえて、追記します。

7	計画案では、教員負担軽減や丁寧なアンケート調査を通じて多様な生徒ニーズに対応することを目指しており、「学校主体」から「地域主体」への明確な方向性が示されていました。さらに、段階的な導入プロセスや外部指導者・地域クラブとの連携ルートを明確に記載することで、「誰が何を担うか」が具体的に示されており、大変素晴らしい内容と感じました。また、安全面や運営経費負担についても言及されている点から、具体的な課題意識をお持ちであることが伝わり、安心して拝見しました。	1	持続的かつ発展的な部活動を目指し、計画に基づいた改革の実行に努めてまいります。
---	--	---	---

(2)「第1章 国や東京都の動向」

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
8	p1.「部活動は、～、教員の献身的な支えにより～」という部分。部活動が学校教育の一環である以上は、部活動指導は教育の職務の一環であると解釈でき、「献身」という表現には違和感がある。献身とは、自分の利益をかえりみずつくすことであり、実態としてこれまでそのように対応してきた教員もいるであろう。ただし、現状の記載のように一般論として記載するのには違和感がある。そこで、「教員らの指導により、～に寄与してきました。」としてはどうか。	1	当表現は、国が示す「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の「学校の働き方改革も考慮した部活動改革の考え方」で示されている表現であり、教員の部活動への課題を示すため記載しています。
9	p2.「国のガイドライン」とあるが、前段には国のガイドラインが複数掲載されており、どれを指すのか一読してわかりづらい。	1	ご意見を踏まえて、追記します。

(3)「第2章 北区の現状と課題」

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
10	p4. 参加人数の多い部活動について。1位の競技と10位の競技では人数に大きな違いがあると推察され、種目だけでなくできれば人数まで記載してほしい。	1	ご意見を踏まえて、追記します。

11	「教員の働き方改革」という記載がいくつかあるが、その「教員の働き方改革」についての記載が曖昧。というのも、p5-6 の記載からは、「教員の負担軽減が必要だと北区は考えている」ということは読み取れる。ただ、学習指導要領では部活動は「教育活動の一環」としており、であるならば部活動指導も教員の職務の一環ということになる。 たとえば、「学校主体の部活動は教育活動の一環であり、部活指導も教員の職務の一部です。ただ、教員の職務が部活動指導のみではないことは当然ですし、また、部活動指導は教員のみが担うものではありません。このような観点から～北区では令和2年度から部活動指導員を配置し、」といった記述をしてほしい。	1	本計画は、「第1章 国や東京都の動向」に記載の国や東京都のガイドライン等に留意しつつ作成しております。平成30（2018）年に国が示した「運動部活動（文化部活動）の在り方に関する総合的なガイドライン」において、教員の過重な時間外労働を改善するための部活動の適正化に向けた方針が掲げられたことから始まり、各ガイドラインや計画において働き方改革を踏まえた部活動改革が示されてきました。本計画においても、これらの動きを前提としていることと、部活動の方向性を示すことが主旨であるため、働き方改革の詳細を記載することは考えておりません。
12	p8、p9、「※ 進学先を北区立中学校とした回答について、進学先の北区立中学校に希望の部活動がない回答数を抽出しました。」との記載の趣旨が不明。	1	該当の項目では、児童が中学校へ進学した後、どの種目が参加したくても参加できなくなるのかを的確に把握するため、進学先の北区立中学校に希望の部活動がない回答数を抽出しました。
13	p10,11、「※ 現時点で所属する学校にはない種目を抽出しました。」との記載の趣旨が不明。	1	該当の項目では、既存の部活動にはないものの合同部活動や地域クラブ活動で参加したい種目を的確に把握するため、現時点で所属する学校にはない種目を抽出しました。

（4）「第4章 事業展開」（全体）

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
14	p25 の図表中の、「学校主体の部活動」の部分。「教育課程外の学校教育活動」という用語は、説明されなければ理解不能だと思う。「教育課程の外ならそれは学校が行う教育活動の外ってということになるのではないか？」、「学校の教育活動でありながら教育課程には含まれないというのは意味がわからない」と感じるのが通常と思う。そこで、「学校における教育活動の一環として学校の責任下で行われるもの」としてはどうか。	1	当表現は、学習指導要領で示されている表現であり、広く使用されているものと認識しています。また、教育課程は授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、部活動は授業時数から外れて生徒が自主的・自発的に参加できるものの、学校内で行われる教育活動であることを示すため、当表現を使用しています。
15	p25 の図表中の、「地域主体の部活動」の部分。「一環として、～教育活動して」という記載は少しわかりづらい。そこで、「学校外における社会教育活動として地域クラブ主導でおこなわれるもの」としてはどうか。	1	分かりやすい文章に修正します。
16	学校主体であっても地域主体であっても、退部は生徒（保護者）の判断でいつでも自由に行えることをこの計画に明記してほしい。また、退部後に別の部やチームに加入することに何らの制限がないこともこの計画に明記してほしい。	1	部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることは学習指導要領解説（令和6年12月25日一部改訂）に記載されておりますので本計画に記載することは考えておりません。

17	学校主体であっても地域主体であっても、部やチームの移籍や移籍後の活動に制限はないことを明確に明記してほしい。	1	No.16 記載と同様です。
18	学校主体であっても地域主体であっても、部活動は、「生徒が自主的、自発的に参加し行われる」ものであるから、入部を強制されることがないのは当然として、既に入部している部の活動であっても、生徒（保護者）には練習や大会に参加しない権利があることを明記するべき。	1	No.16 記載と同様です。
19	地域主体の部活動における参加者（保護者）の費用負担についての記載がいくつかある一方で、学校主体の部活動における費用負担についての記載がないのが不十分であると思う。	1	学校主体の部活動における参加者（保護者）の費用負担については、各学校の判断によるものであるため、本計画では記載しておりません。

(5)「第4章 事業展開 2. 部活動指導補助員の拡充」

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
20	p26 の部活動指導補助員についての記載。「部活動の実施には顧問教員の関与が一定程度残る」ということは、「顧問教員＋部活動指導補助員」は可能だが「部活動指導員＋部活動指導補助員」ではだめだという解釈か。そうであれば、部活動補助指導員の権限を増やし、「部活動指導員＋部活動指導補助員」という体制でも活動可能な制度としてほしい。	1	部活動指導員は校外活動の際の引率をはじめ顧問教員がいなくても活動できるので「部活動指導員と部活動指導補助員」で活動することができます。

(6)「第4章 事業展開 3. 合同部活動の実施」

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
21	p27 の合同部活動について。「区内に同様の事情を抱える中学校の部活動については、合同で部活動を実施できる体制を整備し」とある。この記載を素直に読めば、部員3名のA中学野球部は、部員5名のB中学野球部とは合同活動できるが、部員30名のC中学野球部とは合同活動できないことになる。つまり、人数の足りない学校が1校しかないとは合同部活動が実施できないことになる。 そこで、必ずしも「同様の事情」を抱えていなくとも合同部活動を行える記載とするべき。たとえば、上の例で、A中学とB中学で合同部活が行えるだけでなく、A中学がC中学に交じって練習したり、C中学の部員の内の一部だけがA中学に交じって練習することも可能とするべき。	1	部員数が競技実施に必要な定員に達していない部活動をもつ学校のみを合同部活動の構成対象とすることは想定していません。誤認を招かぬよう一部表現を修正します。

(7)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入」(全体)

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
22	地域移行(地域主体)の部活動で発生した事故については、学校・教員が対応するのではなく、学校以外の部署や警察が対応する旨をこの計画に明記してほしい。	1	本計画では、「(5)運営主体」の団体の管理責任の記載において、ご意見の視点は含まれているものと考えています。
23	地域移行(地域主体)の部活動の競技結果は学校の成績や内申には反映されない旨を明確に記載すべきである。 学校主体で行われる部活動の取組状況や競技結果は、学校が生徒に対して行う評価に反映されるから、内申書への記載などを通じて進学や就職のプラス材料となり得る。他方、地域移行(地域主体)の部活動は学校外の活動であり、その活動内容や競技結果を学校が正確に把握できるとは限らない。そのため学校が作成する成績表や内申書には反映されず、自己推薦書等を通じて自分自身でアピールすべき事項である。	1	地域移行(地域主体)部活動の競技結果は、学校部活動と同様に高等学校入学者選抜の可否の判定として成績や内申に反映されることはありません。諸活動の記録として、生徒が中学校3年間どのように取り組んできたのかの事実を記載しています。 この旨は、進路指導において生徒に説明したり、面談時に保護者にお伝えしたりすることで、理解を得るようにしていますので、改めて本計画に記載することは考えておりません。
24	地域移行(地域主体)の部活動の活動中のいじめやハラスメント事案は学校(教育委員会)が対応する案件ではないことを明確に記載すべき。	1	本計画では、「(5)運営主体」の団体の管理責任の記載において、ご意見の視点は含まれているものと考えています。また、「(6)指導者」において、区からも団体へハラスメント根絶に関する研修受講を義務付けています。
25	学校(教育委員会)と地域クラブとの間での情報共有について、北区のこの計画(案)には記載がなく、国のガイドラインでは不適切な記載がなされているので対応を検討して追記してほしい。	1	本計画では、「(10)関係者との関係構築」の学校・家庭・地域の相互連携・協働の記載において、ご意見の視点は含まれているものと考えています。

(8)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (1) 活動内容」

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
26	実施がアンケート調査に基づく順番というのにはいささか疑問を感じます。それは、現在の生徒、保護者を対象として実施されたものだったのではないかと思います。アンケートの結果だけで進めるのではなく、もう少し幅広い視点で検討していただければと思います。	1	本事業は、第3章1.部活動の地域連携の方向で記載のとおり生徒のニーズに合った活動機会の確保を目指しており、生徒のニーズが高い種目を抽出するためにアンケートを参考にする必要があります。しかし、アンケート結果のみではなく、施設や人材などその他の要因も考慮したうえで決定することを想定しております。
27	令和7年度より、運動部・文化部において各々1部ずつ地域クラブ活動の設置を行なっていくとのことだが、競技人口等の数の論理だけで優先順位を決めていくことのないようにすべき。地域における競技毎の受入態勢を踏まえた検討を行なってほしい。そのためにも、地域クラブ活動の主体となり得る団体等へのヒアリングや、そうした団体等を交えたディスカッション機会の創出に努めていく必要がある。	1	種目については、生徒のニーズが高いものを中心に導入予定ですが、受け皿となる団体の体制なども考慮させていただきます。また、地域団体と定期的に情報共有や連絡調整を行う機会を設定します。

(9)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (2) 対象者」

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
28	p23、「様々な特性や配慮を要する生徒であることにかかわらず、だれもが一緒に参加できる活動内容を提供できるよう努めます」との記載について。こういった記載は国や都のガイドラインには見当たらないので北区としての政策判断で盛り込んだのだと思うが、そのようは判断に賛成します。 ただそうであるならば、p28(2)の対象者には、北区内にある都立特別支援学校の生徒も含めなければならないはず。現在の記載でも「公立」のなかに都立特別支援学校が含まれるのだと思うが、p23の趣旨を強調する上でも、特別支援学校生と対象であることを明記するべき。	1	ご指摘の箇所について、都立特別支援学校は含まれます。都立の各学校は、本計画記載の「公立」に含まれるため、「都立特別支援学校」として別途記載する考えはありません。
29	p28、「(2) 対象者」について。学校主体の部活動と地域主体の部活動のそれぞれについて、希望者が全員入部できることとするのか、それとも何らかの基準で入部を制限できるのかについてこの計画に明確に記載するべき。 現在学校主体で行われている部活動は希望者が全員入部できるのが実態と思われる。他方、一般のスポーツクラブでは人数制限があるのが通常と思われる。人数制限を設けるか否かは一長一短であるため、北区の責任において、いかなる理由でそのどちらを採用するのかを説明してほしい。 私個人の意見としては、学校主体の部活動は人数制限を設けないこととし、制限を設けないということをこの計画に明記してほしいと思う。また、地域主体の部活動は、人数制限の有無やある場合の上限を北区(やチームの)判断で決められることとし、それを必ず公表することとしてほしい。	1	地域主体の部活動の人数制限については、導入する種目や実施施設により制限の有無が異なり、実施団体と北区との協議となります。いただきましたご意見は、地域クラブ活動実施の具体的な運営方法に関するご意見として参考にさせていただきます。本計画において示すことは考えておりません。 また、学校主体の部活動についても、本計画において既存の部活動の具体的な運営方法は前提としているため、学校主体の部活動の人数制限を示すことは考えておりません。

(10)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (3) 活動時間」

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
30	活動日について、現行週4日活動できるものが週1日になると、その他の日に子供が手持無沙汰となる。また打ち込んできた活動ができなくなるため、せめて週3を検討してほしいです。	1	実施状況を確認し、可能であると判断できましたら活動日数を増やしていきます。

31	p28、休養日の設定について国のガイドラインが引用されているが、このガイドラインは適切ではない。ガイドラインで“休養”を設定してしまうと、生徒が自主練によるオーバーワークで怪我をした場合に、「十分な“休養”をさせなかった」として顧問・コーチが責任を問われることにもなりかねない。そこで、「休養日を設定します」→「チームの活動日数や活動時間に上限を設けます」とするべき。	1	休養日の設定については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において示されてから、北区でも「北区立中学校部活動方針（平成31年3月）」において示してきました。国から休養日の設定について生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されていることや区として既方針との表現を統一するため、本計画においても休養日の設定を記載する必要があると考えています。
----	--	---	---

（11）「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入（4）活動場所」

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
32	移動手段に親の同伴などの条件をつけなくてよいような場所での開催が前提。たとえば部活毎に近隣学校に分散させて設置し、活動時はそこに移動するなど。	1	他自治体の活動を参考に、移動時に保護者の同伴は条件といたしません。活動場所は、導入する種目が実施可能な施設を選定いたします。

（12）「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入（5）運営主体（6）指導者」

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
33	p29の（5）、（6）の部分。北区ではスポ少の指導者が子どもたちの前で喫煙する事例が複数報告されている。学校敷地内は既に全面禁煙となっているが、学校の敷地外での活動であっても子供たちの前での喫煙が極めて不適切であることに変わりはない。子供たちの近くで喫煙する人物に指導者たる資格はない。関係者には活動中のみならず活動前後も禁煙を義務付けることをこの計画に明記するべき。	1	本計画では、「（6）指導者」の指導者として必要な資質を求める記載において、ご意見の視点は包含されているものと考えています。また、区として子どもたちの前での喫煙が不適切であることは十分認識しているものの、本計画の部活動改革の趣旨から反れてしまうため、いただきましたご意見は、地域クラブ活動実施の具体的な運営方法に関するご意見として参考にさせていただきます。
34	p29「（5）運営主体」について。（8）に運営主体への公費支援という項目があるものの、この計画案全体として、運営主体として参入するメリットについての記載が希薄だと思う。というのも、既に区内で非営利で活動しているスポ少団体は少なくないが、多くの団体は、参加者不足のみならず指導者不足にも悩んでいる。生徒が学校の部活動から地域のクラブへと移行することで参加者不足が緩和されたとしても、会費を低廉に抑えなければならないとすると、指導者に支払う報酬を増やすには限界があり、指導者不足は解消されない。また、学校施設の利用や中体連の大会に参加できるというメリットを想定しているのかもしれないが、既存のスポ少（サッカー、野球）団体は、既に学校施設を利用しているし、中体連以外の連盟主催の大会に参加しているからそれらのメリットは限定的である。以上を踏まえ、運営主体として参入するためのメリットを具体的に記載する必要がある。	1	本計画では、新たに導入する地域クラブ活動の全体像を説明しており、具体的な団体条件については、団体の募集要項でお示しします。また、地域全体のメリットとして、「第3章 北区における部活動の地域連携のあり方 1.部活動の地域連携の方向（4）地域との交流促進による新たな価値の創出」において記載のとおり、部活動をとおした地域の活性化を目指しています。

35	p29の「(6)指導者」。「指導者の質の確保のため、外部機関による指導者養成制度の構築も検討」との部分は何を言いたいのかよくわからないし、この計画に書くのがふさわしいのかも疑問。 また、「～も検討していきます」の主語が書かれておらず、主語は「北区が」とであると判断するほかないが、指導者養成は各スポーツ団体が行うべきものであり北区が担うものではない。仮に本当に主語が「北区」とであるとすると、上記の例でいえば、北区が「柔道指導者育成のための、NPO 柔道指導者養成機構のようなものを立ち上げるべく検討している」ということになり、かなり壮大な構想であるから、どのような「指導者養成制度」を作ろうとしているのかを具体的に記載しなければならないはず。	1	運営主体は多様な団体を想定していますが、中学生への指導に必要なスキルを指導者に身に付けていただくため、区が外部機関と連携した指導者を養成できる制度を検討していくという趣旨になります。この制度は、有識者を交えた検討会議で提案されたものであり、計画に記載する必要があると考えています。
36	p29「(6)指導者」について。教員が地域クラブの指導者として兼業活動できると記載している点は適切であると思う。ただ、その人物の兼業中の活動は兼業であるのだから、仮に地域クラブ活動中にハラスメント事案等を起こしたとしても、それを学校業務中の不祥事として取り扱うことはできず、したがって、学校や教育委員会の責任は限定的であることを明記するべき。	1	本計画では、「(5) 運営主体」の団体の管理責任の記載において、ご意見の視点は包含されているものと考えています。
37	p29、「(6)指導者」について。「各校長の許可のもと教育委員会に兼職兼業を申請し、」とあるが、兼業を許可するか否かの権限は校長ではなく教育委員会にあるはず。組織運営上、直接の上司である校長にまったく話をせず兼業を申請するのも適切ではないと思うので、「校長への相談を経て、教育委員会に兼職兼業許可を申請し、～」とするべき。	1	ご意見を踏まえて、修正します。
38	p.29「(6)指導者」について。教員が地域クラブの指導者として兼業活動できると記載している点は適切であると思う。ただ、学校では生徒個人のセンシティブな情報を多数扱っているし、地域クラブでの活動は学校とは別であるから、教員は、教員としての職務中に知り得た生徒の個人情報を地域クラブ活動では用いてはならないはずである（逆も同様）。計画では明確に記載してほしい。	1	計画では、新たに導入する地域クラブ活動の全体像を説明しており、具体的な個人情報取り扱いについては、団体の募集要項でお示しします。

(13)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (7) 事故防止や緊急時の連絡体制」

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
39	p29、「(7)事故防止や緊急時の連絡体制」について。「緊急時の連絡体制を徹底することを求めます。」とあり、緊急時に地域クラブから行政に対しても連絡してほしいのであれば、この記載だけでは不十分である。というも、地域クラブは学校外の活動であるから、活動中に事故が発生した場合に連絡しなければならないのは保護者や救急、警察であり、学校(教育委員会)や行政への連絡は必須ではないはず。	1	ご意見を踏まえて、行政への連絡体制について追記します。

(14)「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (8) 運営経費」

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
40	p29の「(8)運営経費について」。参加者が会費を負担することや、区が運営経費の一部を支援することは適切だと思う。ただ、会費額や会費徴収に関わる事項についての決定権はクラブにあることを明記すべき。	1	国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)」により、会費額の決定はクラブのみではなく各地域クラブ活動を統括する運営団体にも委ねられており、双方の協議のうえ決定します。具体的な運営方法となるため、本計画に示すことは考えておりません。
41	p29の「(8)運営経費について」。区が運営経費の一部を支援するというのは適切だと思う。ただし、区がクラブに対して公費を支出しているからといって、クラブで生じたトラブルを解決する責任を区が負っているわけではないことをこの計画内に明記すべき。 クラブ内でいじめ事案が発生したとして、そのいじめ事案に対応する責任は行政ではなくクラブにあり、行政の責任はそのクラブへの公費支出が適正か否かという点に留まる。	1	本計画では、「(5)運営主体」の団体の管理責任の記載において、ご意見の視点は包含されているものと考えています。
42	p29、「(8)運営経費」の部分。地域主体の部活動について「参加者は会費を負担する」とされていることは適切だと思うが、会費以外の費用について記載されていないのは不十分であると思う。 個人用用具や交通費等は自己負担であることを明確に記載すべき。	1	本計画では、地域クラブ活動の運営に関わる経費について説明しており、具体的な会費以外の自己負担については、生徒への募集案内にてお示しします。

43	p29の「(8)運営経費について」。参加者が会費を負担するというのは適切だと思う。ただ、会費は、生徒側が学校（行政）を経由することなく直接クラブ側に支払うということ、会費徴収事務に学校（行政）は関与しないこと、クラブ側は個人情報を漏洩してはならない義務があることを明記するべき。 また、会費に関わるトラブルは、クラブ側と生徒側とで解決すべき事項であり、学校（行政）は関与しないことをこの計画に明記するべき。	1	計画では、新たに導入する地域クラブ活動の全体像を説明しており、具体的な会費の徴収方法及び個人情報の取り扱いについては、団体の募集要項でお示しします。
44	p29の「(8)運営経費について」。「会費は可能な限り低廉な会費の設置に努めます。」との記載があるが、この記載では会費額を決定する権限が区にあるように読める。会費額の決定権限は区ではなくクラブ側にあるべきだと思うが、仮にこの計画（案）の記載のように区に決定権限があるのであれば、具体的な金額の基準を設定するべき。	1	国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」により、会費額の決定はクラブのみではなく各地域クラブ活動を統括する運営団体にも委ねられており、双方の協議のうえ決定します。会費の具体的な金額については、導入種目によって異なるため、「第2章 北区の現状と課題 5.部活動地域連携に向けた課題やポイント」において、金額設定の方針をお示ししています。
45	29ページ「(8) 運営経費」に関して 運営経費については、区による支援や参加者負担、企業寄付、ふるさと納税を想定されているとのことですが、これらが安定的に確保できるかについては、やや不透明さを感じます。特に、初期段階ではコミュニケーション能力や教育的視点を兼ね備えた人材を継続的に確保するには難しさが伴い、外部から適切な人材を確保するにはそれなりのコストがかかると思います。さらに教育研修も必要になるかもしれません。そのため、財政的裏付けのある長期的な人材育成計画を策定しておくことが重要に感じます。 また、企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方創生プロジェクトに対してのみ使える制度のはずです。地域クラブの運営財源として活用するのは難しいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。個人向けふるさと納税制度との違いを踏まえ、現実的な財源確保策になるのかを検討することが必要だと思います。	1	地域クラブ活動実施の初期投資及び継続的な運営に必要な経費が多額になることについて、国や東京都への補助金の充実を要望しつつ、予算の確保に努めてまいります。 また、企業版ふるさと納税の記載については、ご意見を踏まえて、削除いたします。 長期的な人材育成計画やさらなる財源確保へのご意見は、具体的な運営経費の確保に関するご意見として参考にさせていただきます。

46	p29の「(8)運営経費について」。「企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。」という部分。この記載は国のガイドラインからの転記だと思われるが、不適切な転記になっている。というのも、国のガイドラインでは、「『地域クラブが』、参加者の会費や公費に頼らずとも運営できるように他の手段も活用せよ」と言っているのであるが、北区のこの計画では主語が抜けているため、文章として意味がよくわからず、「結局、北区が公費で支援するのかな？」とも解釈できる記載になっている。	1	国のガイドラインでは、地域クラブが企業等から支援が受けられるよう体制の整備と家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を都道府県及び市区町村が推進することとし、その手段の例として企業からの寄附等が示されています。ご意見を踏まえて、区が体制の整備をする旨を追記します。
47	p29の「(8)運営経費について」。「企業版ふるさと納税の活用～」との記載が不適切である。この部分は、この記載は国のガイドラインからの転記だと思われるが、国のガイドラインの記載も不適切だと思う。おそらく人材派遣型の寄付（支援）が念頭にあるのだと思うが、そもそも企業版ふるさと納税とは、企業から「行政（地方公共団体）」への寄付（支援）であり、地域クラブの運営経費として利用するには行政からさらにその地域クラブへ支出がなされなければならず、結局は公費支出である。したがって、企業版ふるさと納税では「公費や参加費以外の財源確保」という課題解消にはつながらない。	1	ご意見を踏まえて、企業版ふるさと納税の記載については、削除いたします。
48	北区として変更を行うのであれば、現状中学校の活動内容であるものを外注化するだけなので活動費は公金から出資するべきと考えます。	1	地域クラブ活動は、現中学校の部活動の外注ではなく、区内の中学生がスポーツや文化活動に触れる選択肢を増やせるよう新たに設置する、学校の枠を超えた社会教育活動の一環となります。本計画記載のとおり、区から運営費の支援を行います。将来にわたる持続可能な活動に向け、参加者には会費をご負担いただくこととなります。ただし、可能な限り低廉な会費設定に努めます。

（15）「第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (9) 保険の加入」

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
49	p30の(9)。地域主体の部活動で活動中の怪我は災害共済給付の対象とならないことを明記するべき。	1	ご意見を踏まえて、追記します。

(16) 第4章 事業展開 4. 地域クラブ活動の導入 (10) 関係者との関係構築

No	意見(要旨)	件数	区の方え方
50	30 ページ「(10) 関係者との関係構築」に関して 部活動の地域移行は関係者の間ではよく知られている課題かもしれませんが、一般の保護者や生徒にとっては十分に理解されていない事柄です。また、地域移行を進める上で、自治会や町内会の弱体化により支え手が減少している現状では、保護者、生徒、地域団体、指導者といった多様なステークホルダー間で意識を揃えなければ、移行の成功は難しいと思います。 学校の公的運営から、地域主体や民間事業者が関与する半公的・民間的な枠組みへの移行では、権限や責任範囲、意思決定プロセスの明確化が大きな課題になると予想します。各ステークホルダーの期待や利害が異なる中でスムーズな調整を行うには、参加の仕組みやフィードバックループを具体的に示す必要があります。例えば、以下のような仕組みが有効かもしれません。 A. 定期的な意見交換会や地域会議の開催 B. 保護者や生徒、指導者を対象とした定期的アンケート調査の実施 C. フィードバックを取り入れた改善サイクルの明確化 具体的な仕組みが推進計画案に明記されることで、計画がより「現場感」を得られる内容になると考えております。	1	ご指摘のとおり、部活動の地域移行については一般の方に十分に理解されていない事柄であるにとらえております。導入期については、保護者や生徒、地域団体や学校へ説明会の開催や周知チラシの配布を予定しております。 また、いただきました仕組みに関するご意見は、関係者の意見交換や制度の最適化など非常に有効であると感じました。 地域クラブ活動実施の具体的な運営方法に関するご意見として参考にさせていただきます。

(17)「参考資料」

No	意見（要旨）	件数	区の方え方
51	「北区立中学校部活動地或連携検討会議設置要綱」について。 第1条、「北区立中学校が実施する部活動の地或連携を推進することにより、」の部分。「地或連携」という用語を定義したほうがよい。 第1条、「北区立中学校が実施する部活動の地或連携を推進することにより、」の部分。「地或連携」を「学校主体の部活動」と「地域の団体等が主体となる部活動」の両方を意味すると解釈すると、「地域の団体等が主体となる部活動」は区立中学校が実施するものではなく、「地域の団体等が主体となる部活動」となった時点で「北区立中学校が実施する部活動」ではなくなるから、「北区立中学校が実施する部活動の地或連携を推進する」というのは矛盾した表現となる（同様に第2条(2)も矛盾した表現となる。）。そこで、「北区立中学校が実施する部活動の地或連携を推進する」→「北区立中学校が実施する部活動の地或連携への移行を推進する」とするべき。	1	国が示した「地或連携」という言葉を、北区なりに検討し再構築していくための会議体なので、本要綱では具体的な定義をしておりません。
52	北区の「教育振興部（教育委員会事務局）」という名前から、「（教育委員会事務局）」を外し、「教育振興部」に変更するべき。というのも、教育委員会といった場合に一般にイメージされるのは公立小中学校での教育に責任を負っている部署というものである。この点、北区の教育振興部（教育委員会事務局）は小中学校に直接かわらない分野を担当している課もある。そして、地域主体の部活動は学校外の活動であるのだから、いわゆる教育委員会の所管範囲外である。しかし、地域主体の部活動の所管部署が教育振興部（教育委員会事務局）であると、学校主体の部活動のみならず地域主体の部活動も教育委員会の所管分野であるかのように思われてしまう。 そこで、「教育振興部（教育委員会事務局）」は「教育振興部」とし、「教育政策課」を「教育政策課（教育委員会事務局）」とするべき。	1	教育委員会が所管する職務は、「公立小中学校での教育」にとどまらず、スポーツ、社会教育（学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（社会教育法2条））等の幅広い施策を所掌しております（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条）。そのため、学校外の活動も教育委員会所管になります。 また、教育委員会事務局は、教育委員会の権限に属する事務を処理するために設置されるものであり、当該事務局の内部組織は、教育委員会規則で定めることとされています（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条）。これを受け、東京都北区教育委員会事務局処務規則において、教育委員会事務局の内部組織として部及び課が定められているので、記載内容に誤りはありません。

本以下のご意見については、本計画策定後の事業展開等に関するご意見として、今後の参考にさせていただきます。

No	意見（要旨）	件数
53	進学先の区立中学校に剣道部がありません。	5
54	剣道の部活動の新設についてお願いしたいです。	1
55	北区立中学校部活動（剣道）の各学校にて行えるような環境を作って頂きたい。	1
56	中学校に剣道場があっても、剣道部がないのは勿体無い。	1
57	中学校に剣道部を作り(存続し)、それを維持するために、顧問の先生が剣道をできなくても、外部指導員を委託するなどして、何とか剣道部を維持していただきたいです。	3
58	「地域移行の受け皿団体」として北区剣道連盟が母体となる団体の認定が出れば、越境以外の選択肢も増えて子ども達の選択肢が広がるものと感じております。日本の文化でもある剣道を継承して行く上でも、競技が継続できる環境作りが必要と感じております。	9
59	教員負担軽減に関して、地域指導公開や、剣友会と連携を行い、教員負担軽減を行いつつ、稽古機会を作って欲しいです。	1
60	剣道部の無い中学校の生徒を中体連の大会に出場できるように地域活動団体と連携をしてほしいです。	10
61	公立、私立だろうと関係なく剣道をしている中学生が中学校体育連盟の公式戦に出られるようにしてほしい。	4
62	剣道と地域クラブ活動の検討推進を要望致します。	3
63	剣道については、地域における受け皿が整っており、先行して地域への移行が可能。中学生について、早期の委託開始。委託先団体としての中体連参加が可能となるように措置すべき。	3
64	区界に住んでいる者としては、警視庁の防犯メールも北区・板橋区双方に登録するなど、区で政策や対応が分かれていることが非常に不便に思うこともあります。区界付近の学区にあっては、是非近隣区との連携もご検討いただきたく存じます。	1
65	合同部活で剣道あったら嬉しいです。	1
66	教員で対処出来ないのであれば比較的近い地区での合同稽古が必要と思う。高校野球でも、合同チームが参加出来ているので中体連に現状を報告し、検討してもらえないだろうか？	1
67	剣道外部指導員は北区剣道連盟より適切な人員を推薦致します。	2
68	地域の道場とも連携を取り、子供達が剣道を続けたい気持ちを叶えてあげたいと思います。	4
69	今ある既存の部活は無くさず継続させる為に、体育協会や地域の方々の協力を得ながら北区の公立中学校全体でこの中学に行けば〇〇部は必ずあるという形が取れば、子供達の選択肢を狭めることも無く、不安を軽減する事も可能かと思います。	1

70	剣道を続けている中学生や、剣道を継続する環境がなくなり続ける事をあきらめてしまっている中学生に、稽古や試合に参加する機会を与えて下さい。	5
71	競技者として身体成長が著しい中学の時期に充実した剣道の稽古環境と指導者を整え、試合をモチベーションに頑張れるように行政として主導して欲しい。	1
72	子供に部活動の選択肢、間口は広げていただき、環境は整えておくことを求める。経験の選択肢を広げることが、子供達の可能性の拡大、教育の観点からも有用であり、有り難いと考え意見させていただく。	1
73	中学の校舎建て替えの際に、武道場が作られたので武道関連の部活が設置されるのかと思っていたのですがないようなので残念です。	1
74	web カメラによるオンライン剣道指導で複数中学を現地と web 通して見て省力化出来ないか。剣道はある程度習熟すると技術指導より反復練習が多くなるので中学生の自主性も育てられる。個々人の基本技の指導はスマホアプリ ai スマートコーチで比較指導が可能となっている。要は指導の質を下げずにいかにして教員だけでなく全体の負担感を下げるかを優先して考えるべきだと思います。	1
75	部活動の待遇の件で活動時間等の希望を述べさせていただきます。 北とびあで北区立中学校部活動地域連携検討会議の傍聴していたところ、違う場所まで行って部活動と言っていました、平日2時間、休日3時間ではとても無理です。 他の区は平日3時間、休日4時間です、私の知り合いの台東区の会計年度任用職員の方の給料では、1.5倍違います。その先生が手術をした時に外部指導員を頼まれた時はとてもスムーズでした。北区は自分が怪我をした時に保証されるのか心配です。 学校非常勤の時給は部活動指導員だけ変わりません。中体連の審判講習会も旅費も講習代も自腹です。 コロナウィルスの暫定ルールを知らなければ生徒に教えられません。物価が上昇しておりますので、どうかご検討くださりますと幸いです。	1
76	外部から指導者を招けるのであれば、部活動だけでなく、体育の授業にも剣道を取り入れることができるのでは、と思います。	1
77	授業以外での活動は色々な意味で成長する機会だと思うので、本人が興味を持った分野でその機会を有意義なものにしてもらいたいです。1つの学校の中だけでなく、複数の学校での協働、地域の活動団体への委託など、あらゆる選択肢(種類、日時)を用意してもらいたいです。	1
78	学校外となる場合には、指導者(指導団体)の選択には安心できるようその公明性と定期評価などの仕組みを取り入れることを検討いただきたいと思います。	1
79	在学中の区立小学校でも、校舎などの箱ものには金をかけるが、遊具は低学年向け、人口芝を守りたいから遊具を出さない、生物の飼育に関しても飼育開始後に長期休暇に校舎立ち入り制限をし生徒家族へのボランティアを募らざるを得ない、学区は違うが駅前一等地を売却して公園に移管の計画がある等、児童生徒の学習環境よりも政治財政優先を隠そうともしない区や教育委員会に猜疑心を持てしまいます。	1